

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 事業税（外形） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （自動車税、軽自動車税、自動車取得税、都市計画税、地方消費税）	
要望項目名	（独）国立病院機構の非特定独立行政法人化に伴う非課税措置の創設	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （独）国立病院機構については、厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議の事業仕分けにおいて、非特定独立行政法人化の方針を提示したところ。（独）国立病院機構が非特定独立行政法人化された場合にあって、現行の非課税措置の適用を継続すること。  ・ 特例措置の内容 （独）国立病院機構については、厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議の事業仕分けにおいて、非特定独立行政法人化の方針を提示したところ。（独）国立病院機構が非特定独立行政法人化された場合にあって、現行の非課税措置の適用を継続すること。	
関係条文	地方税法第25条第1項・第2項、第73条の3第1項、第115条第1項、第146条第1項、第179条第1項、第296条第1項、第348条第6項・第7項、第443条第1項、第586条第1項、第701条の34第1項、第702条の2第1項、第704条第1項・第2項、独立行政法人国立病院機構法第4条、附則第13条、附則第26条等	
減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）	
要望理由	（1）政策目的 （独）国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾患に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきもの（※）の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。  （※）結核、重症心身障害、筋ジストロフィー、心神喪失者等医療観察法等、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療や、国の政策上、特に体制確保が求められる4疾病5事業に対する医療、危機管理対応など。  （2）施策の必要性 （独）国立病院機構が非特定独立行政法人化した場合においても、引き続き国の医療政策として（独）国立病院機構が担うべきものの向上を図ることが必要である。	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ 地域で健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標 1 医療サービスを安定的に提供する 施策中目標 1 安定的な医療提供体制を構築する
	政策の達成目標	(独) 国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、現行の独立行政法人に対して講じられている非課税措置と同等の措置を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	運営費交付金（現時点では具体的に検討していない。）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	運営費交付金（現時点では具体的に検討していない。）
	要望の措置の妥当性	(独) 国立病院機構を非特定独立行政法人化した場合においても、現行の非課税措置の適用を継続することで、国の医療政策として(独) 国立病院機構が担うべきものの向上を図るという機構の政策目的の達成に資する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度税制改正要望において、「独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設」として同一の要望を提出。</li> <li>・整理資源及び公経済の負担主体（予算措置）の変更について関係省庁との協議がまとまらず、平成 23 年通常国会への機構の非特定独立行政法人化に係る法案提出を見送ることとしたことから、要望を取り下げた。</li> </ul>